

# トルク・レンチ導入促進助成金交付要綱

公益社団法人大分県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という）が、事業用トラックの交通事故防止を図るため、会員事業所（以下「事業所」という）がトルク・レンチを導入した場合に、その導入費用の負担を軽減し、普及促進を図ることを目的とする。

## (対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、「600N·m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）であり、車両総重量8t以上の中型車用トラックを管理する会員事業所が導入した場合とする。

## (助成額)

第3条 助成金額は、1事業所につき1台とし、消費税を除く取得価格の1/2（上限3万円）とする。ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。  
なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

## (申請手続き)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降に導入したものを、原則として月ごとに、その期間中に導入した分をとりまとめて、翌月の末日までに、協会の申請様式に誓約書、納品書（写し）、請求書（写し）、領収書（写し）、車検証（写し）（対象事業所が使用の本拠である車両総重量8t以上の事業用トラック1台分）、対象機器のカタログ（写し）（「600N·m」以上の締め付け能力を有することの証明）を添付し協会長宛に申請することとする。  
2 申請は、受付期間中においても当該年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

## (実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

## (雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(付則)

1 本要綱は令和5年12月18日より施行する。